

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の11第2項において準用する第9条の6第3項
処 分 の 概 要 : 練習用備付け銃に係る打刻命令
原 権 者 : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の11第2項において準用する第9条の6第3項（練習用備付け銃） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処 分 基 準 : 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 合 せ 先 : 大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考 :